

(公印省略)
学子第35-54号
令和3年9月10日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 廣田 暢実

群馬県緊急事態措置の延長における保育所等の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

既にご存じのとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が延長されることとなりました。

実施期間は、令和3年9月13日（月）から9月30日（木）までとなります。

各市町村におかれましては、貴管内の保育所、認定こども園、放課後児童クラブに対し、再度、下記事項に留意し、適切な感染拡大防止対策を講じるよう御指導をお願いいたします。また、県保健福祉事務所や市町村衛生担当部局と連携を図りながら、適切に御対応いただきますよう併せてお願いいたします。

なお、令和3年4月23日付け厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」により、保育所、放課後児童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所とされています。ただし、地域の状況に応じ、登園自粛要請等の御対応をお願いいたします。

記

- 管内保育所等の園児・児童・職員に感染者・濃厚接触者が疑われる場合
地域を所管する保健所（県保健福祉事務所）に連絡・相談をお願いします。
- 管内保育所等の園児・児童・職員の感染が判明した場合
地域を所管する保健所（県保健福祉事務所）が行う感染症法に基づく、積極的疫学調査等に協力するよう管内保育所等に周知をお願いします。
- 管内保育所等に臨時休園等を要請した場合
臨時休園とした場合でも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、子どもを少人数に分け、小規模で保育を行うなど、必要に応じて対応の検討をお願いします。
- 管内保育所等に従事する職員の方へのお願い
これまでも十分に感染防止に取り組んでおられるところですが、改めて別紙の点に留意していただくように周知をお願いします。

※ 群馬県緊急事態措置に基づく要請についての詳細は、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県の緊急事態措置（9月13日（月）以降の措置）」を御確認ください。

また、最新の県内感染状況については、県Webページ「新型コロナウイルス感染症対策サイト」、「新型コロナウイルス感染症まとめページ」等を御覧ください。

事務担当：子育て支援係・保育係
TEL：027-226-2622（子育て支援係）
027-226-2626（保育係）

保育所等に従事する職員の方へのお願い

1. 一般的な感染症対策（手洗い等により手指を清潔に保つ、手で目・鼻・口を触らない、室内の定期的な換気など）を行ってください。
2. 健康管理（十分な睡眠・休養、栄養バランスのよい食事、適度な運動など）を心がけてください。
3. 出勤前に各自で体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られる場合には、出勤をしないことを徹底してください。
4. 感染経路を明らかにするとともに、濃厚接触者の把握及び健康観察を行うため、行動記録の作成をお願いします。
5. 感染を疑うようなことがあれば、ためらわずに、かかりつけ医や群馬県受診・相談コールセンターに相談してください。
6. 外出の機会を1／2に減らし、日常生活の維持に必要な外出であっても、混雑している場所や時間帯は徹底的に回避していただくほか、夜8時以降の外出は極力控えてください。
7. 県内における市中感染が広がっておりますので、外出の際には、外出先の感染防止対策の実施状況を確認いただく等の対応をしてください。
8. 生活に必要な場合を除き、県外への移動は行わないでください。
9. 新型コロナワクチンは、接種後に副反応が起きることがありますが、新型コロナの発症と重症化を予防する高い有効性が認められています。ぜひ積極的に接種をご検討ください。
※接種は強制ではなく、本人の自由です。
10. 着用するマスクは、可能な限り防御効果の高い不織布マスクを使用してください。